

## 審議項目②「まちづくり計画」

まちづくり計画については、平成15年から16年にかけて3地区が策定し、平成17年から21年にかけて7地区が策定を完了した。合併予定の2地区を含む残る3地区については、それぞれのコミュニティ・センター完成に合わせて、平成24年から27年にかけて、順次、策定する予定である。

この計画は、各地区コミュニティ運営協議会における10年間の指針を示した計画であり、5年経過時には見直しを実施し、10年経過時には、さらに10年間の計画（第2次計画）の策定に着手するものである。

市に対しては、当初計画策定の経費負担だけでなく、見直し作業、第2次計画策定においても経費負担を求める。また、必要に応じて市職員や専門知識や経験を持つ人材を派遣するなど、人的支援も行うべきである。さらに、計画実行の期間においても、具体的な取組みに対する人的支援体制を構築すべきである。

また、各コミュニティ運営協議会においては、計画に基づく活動内容の住民周知に努めるものとし、さらに、自己評価システムを充実させ、コミュニティ活動の進行管理を自ら行うものとする。

### 【まちづくり計画における支援強化】 ※市のコミュニティ施策にもとめること

#### 具体項目

- 関係部署（市職員）の関与のあり方
  - ・市職員が参画するためのシステムづくり
  - ・コミュニティに関する職員意識の向上
  - ・計画実行時における関係部署（市職員）との連携強化
  
- 財政支援と人的支援
  - ・当初計画、見直し、第2次計画策定時における財政支援
  - ・策定時における関係部署からの市職員の派遣（関与しすぎると“金太郎アメ”計画群の誕生になりかねない）
  
- 市民活動団体などとの連携促進
  - ・コミュニティ運営協議会と市民活動団体、学校、大学などとを繋ぐ
  - ・それに必要な情報、人材提供などの環境づくり
  
- まちづくり計画の策定期間と策定期間の柔軟な運用
  - ・特色のある計画策定に向けて、策定期間や期間（現行2年間）の弾力的な対応
  
- 計画策定サイクルの明確化
  - ・宗像市コミュニティ基本構想・基本計画に記されていない計画の策定サイクルについて明文化する。

○市の総合計画およびその他の計画と、まちづくり計画との関係性について、行政とコミュニティとの双方向の理解をつくっておくこと。

**【まちづくり計画の策定と進行管理】 ※コミュニティ運営協議会に求めること**

**具体項目**

- コミュニティ内における自己評価システムの確立
  - ・自ら作った計画は、自らの手で進行管理する
  
- 計画内容の周知
  - ・まちづくり計画、年度計画（事業計画）の地区住民への周知
  
- 制度に縛られないまちづくり計画の策定
  - ・独自性、地域性のある計画の策定
  - ・市の各種計画との「連動」を意識しすぎない計画の策定
  
- 隣接コミュニティをはじめ、コミュニティ相互の連携を意識した計画づくり
  
- コミュニティ間における共同事業の展開
  
- 市民活動団体、NPO、大学、企業などとの連携を創出する。（計画づくり段階から）